

[第1号議案] 2020年度事業報告

(2020年4月1日～2021年3月31日)

1.環境

2019年12月に中国湖北省武漢市において確認された新型コロナウイルス感染症が急速に広がり、世界保健機関(WHO)は、2020年1月30日、新型コロナウイルス感染症について「国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態 2」と宣言しました。国連障害者権利委員会からも、2020年6月9日、COVID-19と障害者の人権に関する声明が出されました。

<https://www.ohchr.org/EN/NewsEvents/Pages/DisplayNews.aspx?NewsID=25942&LangID=E>

「障害者の権利委員会は、COVID-19のパンデミックによる障害者への壊滅的な影響について重大な懸念を表明しています。COVID-19のパンデミックにより、障害者の権利に関する条約(CRPD)が締約国によって包括的に実施されていないことが明らかになりました。それは、根強い差別と不平等によって支えられている、高められた脆弱性と障害を持つ人々へのリスクを明らかに露呈しました。障害者は、脆弱性の状況をもたらす態度、環境、制度の障壁がある場合、本質的に脆弱であると誤って認識されることがよくあります。多くの障害者はCOVID-19の影響を受けやすい健康状態にありますが、既存の差別と不平等は、障害者が健康予防と対応行動、経済的および社会的支援措置の観点から最も除外されたグループの1つであることを意味します。障害のある人を含め、最も危険にさらされている人々が公の緊急計画と健康への対応と回復の取り組みに明示的に含まれることを確実にするために、重要かつ緊急の行動が必要です。」

日本でも新型コロナウイルス感染症を「指定感染症」に指定し、同年2月14日、新型コロナウイルス感染症対策本部を設置し、専門家会議より医学的な見地からの助言等を得て感染対策を講じていくことになりました。新型コロナウイルス感染が拡大していく中、専門家会議による「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」(2020年3月19日)において「全国から人が集まることに伴う各地での拡散リスク、及び、それにより感染者が生じた場合のクラスター対策の困難性」が指摘されました。政府は2020年4月7日、東京・神奈川・埼玉・千葉・大阪・兵庫・福岡の7都府県に緊急事態宣言を行い、4月16日にはその対象を全国に拡大しました。このうち当初から宣言の対象とした7都府県に、北海道、茨城、石川、岐阜、愛知、京都の6道府県を加えた13の都道府県を、特に重点的に感染拡大防止の取り組みを進めていく必要があるとして、「特定警戒都道府県」と位置づけました。

専門家会議は、感染拡大を食い止めるためには徹底した「行動変容」が重要であるとして、手洗いや身体的距離確保といった基本的な感染対策の実施、「3つの密」を徹底的に避けること、「人との接触を8割減らす10のポイント」などの提案を重ねて呼びかけました。5月1日、引き続き基本的には「徹底した行動変容の要請」をする一方で、「感染拡大を予防する新しい生活様式に移行していく必要がある」として、具体的な「新しい生活様式」を提言しました。

緊急事態宣言は、5月14日に北海道・東京・埼玉・千葉・神奈川・大阪・京都・兵庫の8つの都道府県を除く39県で解除、5月21日には大阪・京都・兵庫の3府県、そして5月25日に首都圏1都3県と北海道をもって、およそ1か月半ぶりに全国的に解除されました。しかし、2020年末より再び感染が拡大し、2021年1月8日から埼玉県・千葉県・東京都及び神奈川県に緊急事態措置を実施、1月14日には栃木県、岐阜県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県及び福岡県も加わりました。3月21日をもって、緊急事態を解除したところ、再び変異型ウイルスによる感染が急速に拡大し、引き続き新型コロナウイルス感染症感染拡大への対応に追われています。

教育関係では、2020年3月2日から新型コロナウイルス感染拡大防止のため、大部分の学校が政府の要請により臨時休業し、その後春季休業を経て4月7日に政府の緊急事態宣言が行われたことや4月16日に全都道府県が緊急事態措置の対象となったこと等を受け、5月末までの臨時休業となりました。長期的

な対応が求められる状況のもと、持続的に児童生徒等の教育を受ける権利を保障していくため、学校における感染及びその拡大のリスクを可能な限り低減した上で学校運営を継続していく必要があるとして、文部科学省では、「新型コロナウイルス感染症に対応した持続的な学校運営のためのガイドライン」(令和2年6月5日通知)を作成し、学校運営の指針を示しました。学校では、「3つの密」を避け、「人との間隔が十分とれない場合のマスクの着用」及び「手洗いなどの手指衛生」など基本的な感染対策を継続する「新しい生活様式」を導入するとともに、地域の社会経済活動全体の制限に併せて学校の臨時休業を検討する場合においても、分散登校及びオンライン学習等の可能性を積極的に検討し、学びの継続に取り組むことを基本としました。国全体の学習保障に必要な人的体制の整備として、加配教員・学習指導員・スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の大規模追加配置、全ての小中高等学校等に対する学校再開支援経費措置を講じました。

また、学習者(児童・生徒)用デジタル教科書を、まず小学校の改訂教科書使用開始の2024年度に合わせて本格導入する方針を固め、2020年7月7日に開催した有識者による「デジタル教科書の今後の在り方等に関する検討会議」の初会合で、デジタル教科書導入に向けたスケジュール案を示しました。デジタル教科書には教員が授業の中でディスプレイなどに表示して使用する「指導者用」と、児童・生徒が紙の教科書と同じように自身のパソコンやタブレットなどの端末で使用する「学習者用」の2種類がありますが、学習者用デジタル教科書は、児童・生徒が使用するパソコン・タブレット端末が整備されていなかったことや、学校教育法(第34条第2項)がデジタル教科書の基準として紙の教科書が主でデジタル教科書は各教科の授業時間数の2分の1未満しか使えないという制約があること、紙の教科書は国費で児童・生徒に無償給与されるのに対して、デジタル教科書は無償給与の対象外で、1教科につき200円～2000円の費用は学校設置者となる教育委員会の負担となることなどから、導入に二の足を踏む自治体が多く、デジタル教科書の導入に向けて課題の整理が必要とされています。

2021年1月26日に開催された第127回中央教育審議会総会において、「令和の日本型学校教育」の構築を目指して～全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～(答申)」が取りまとめられました。本答申においては「令和の日本型学校教育」の実現に向けて、これまでの日本型学校教育の良さを受け継ぎながら、更に発展させ、学校における働き方改革やGIGAスクール構想を強力に推進するとともに、新学習指導要領を着実に実施することが求められています。また、学校における授業の中で「個別最適な学び」と「協働的な学び」を一体的に充実することの重要性が示されています。新しい時代の学校教育実現に向けて、教育の質の向上や、学校におけるICTの活用、少人数学級の計画的な実施、教師による対面指導と遠隔オンライン教育を柔軟に取り入れていく仕組みの構築が求められています。

- ・「令和の日本型学校教育」の構築を目指して～全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～(答申)(中教審第228号)

https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo3/079/sonota/1412985_00002.htm

- ・オンラインシンポジウム「令和の日本型学校教育」を語る！～一人一人の子供を主語にする学校教育とは～(令和3年3月27日開催)アーカイブ配信

<https://youtu.be/Ei2yIBljOl8>(※YouTubeへリンク)

障害福祉関係では、2020年3月10日に新型コロナウイルス感染症対策本部がとりまとめた「新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策-第2弾-」に障害保健福祉関係の支援策も盛り込まれており、「障害者支援施設等における感染拡大防止対策に係る支援」「就労系障害福祉サービスにおける在宅就労導入に係る支援」「特別支援学校等の臨時休業に伴う放課後等デイサービスの対応に係る財政支援」等がおこなわれました。しかし、「手洗いの励行」「マスクの着用」「密閉・密集・密接の回避」といった感染拡大予防策により、障害児者や家族の日々の行動も大きな変更を余儀なくされました。新型コロナウイルス感染が広がる社会の中で、障害福祉施策を含む社会保障制度や社会福祉制度の問題点・弱点も浮き彫

りになりました。未就学児のための児童発達支援では十分な療育が受けられない状況が続きました。家庭訪問やオンラインによる療育・相談が実施された地域もありますが、子どもや家庭の実情に合った療育を選択できるような枠組みの構築が課題になっています。放課後等デイサービスは、学校休業により学校に行けなくなった子どもの行き場所としての役割を担うこととなり、保護者の就労を支えることも求められて、本来は療育施設であるはずが預かり施設となってしまう状況が生まれました。

障害者へのサービスは非対面では難しい場合が多く、方法を模索する状況が続いています。就労移行支援では、対面を避けてオンラインの支援に切り替わっただけでなく、企業等への実習も見送られる状況が生じました。また、多くの障害者就労事業所が生産収入減に見舞われ、利用者の生活に影を落としています。手掛けた商品の販売機会の減少や、業務受注先の企業の不振が原因で工賃が下がり、障害者の働く機会が奪われかねない状況にあります。就労継続支援事業B型は利用者と雇用契約を結ばないため、企業が払った休業手当の一部を国が補助する雇用調整助成金を活用できない現状もあります。国は生産活動が停滞し減収となっている就労継続支援事業所に対し、補助金を交付する第二次補正予算を補助率10/10で組みましたが、事業所の努力に多くを委ねる工賃システムの課題が浮き彫りになった形です。

一方、2020年4月施行の障害者雇用促進法改正として、障がい者雇用に関する優良な中小事業主認定制度「もにす認定制度」が始まりました。大企業に比べると、なかなか進まない中小企業の障害者雇用を促すため、障害者雇用に積極的な中小事業主を厚生労働大臣が認定し、企業にメリットとなるインセンティブをつける制度です。「もにす」という愛称は、企業と障害者が共に明るい未来や社会に「共に進む(ともにすすむ)」から名付けられました。厚労省は、2020年10月21日に第1号事業主として3社を「もにす認定」しました。

また、2020年8月の労働政策審議会障害者雇用分科会の審議の結果、「障害者雇用促進法」に基づく法定雇用率が2021年3月より0.1%引き上げられて2.3%となり、「従業員数43.5人以上の事業主」に障害者雇用の義務が生じることになりました。障害者雇用率の引き上げは、従来の予定通り2021年1月になる予定でしたが、新型コロナウイルス感染拡大による企業への影響等を鑑みて、2ヶ月後ろ倒しされた形です。いろいろな分野での施策が延期されたなかであって、2ヶ月遅れたとはいえ障害者雇用率の引き上げは大きな成果といえます。

新型コロナウイルス感染症における今後の障害者雇用への影響を注視していく必要はありますが、2021年度の厚生労働省施策としては、「障がい者の就労促進」「中小企業の障がい者の雇入れ支援」「障がい者の雇用を促進するためのテレワークの推進」「雇用施策と福祉施策の連携による重度障がい者等の就労支援」が盛り込まれています。障害者雇用の促進を図ることを目的とした助成金、給付金もあるため、今後より多くの企業が障害者雇用に注力することが見込まれる一方で、障がい者の雇用においてもテレワークの推進を図るといった新しい働き方へとシフトしていくことが予想されます。

2.組織

加盟団体は32都道府県に正会員39団体です。事務所は、東京都渋谷区代々木2丁目におき、パートの職員を雇用し、週に1～2日事務局員を配置する体制を取っています。

3.会務

(1) 第13回通常総会の開催

日時:2020年6月20日(土)10:00～11:15 正会員総数40団体

場所:大阪府立男女共同参画・青少年センター(ドーンセンター)中会議室2

出席40団体(うち議決権行使書提出35名、委任状3名)

<審議事項>

第1号議案 2019年度事業報告

第2号議案 2019年度決算報告および監査報告

第3号議案 2020年度役員選任

(第13回総会は、西日本工業大学小倉キャンパス6Fスタジオでの開催を予定していましたが、新型コロナウイルス感染拡大の状況を踏まえ、開催場所を変更しました)

(2) 理事会の開催

	開催年月日	主な付議事項	出席理事
第43回	2020年5月2日	第13回総会議案	5名
第44回	2020年6月20日	2020年度事業計画及び予算案修正 第30回評議員会における審議結果の承認	5名
第45回	2021年2月7日	第31回評議員会における審議結果の承認	5名

4. 特定非営利活動に係る事業

① 事業の成果

研究活動としては、新型コロナウイルス対策による発達障害児者の生活状況を明らかにするため、「緊急事態宣言下での状況について」と「自粛期間後の生活について」の2回、会員へのWebアンケートをおこない、集計結果をHPにて公表しました。日本LD学会第29回大会では、親の会企画シンポジウムで、「学びの多様性に応じたインクルーシブ教育～学校と保護者との建設的対話に向けて～」の指定討論を行いました。COVID-19の感染拡大により、日本LD学会第29回大会がオンライン開催になったため、親の会ポスター展示はありませんでした。

理解啓発事業においては、全国LD親の会30周年記念事業として、北九州での第19回公開フォーラム「共生社会における多様なコミュニケーション～発達障害児・者が社会とつながるために～」を2020年6月21日から2021年2月21日に延期して開催しました。また、HPの運営、会報かけはしの発行などをおこない、2021年3月にHPをリニューアルしました。他団体からのオンライン講演への登壇依頼、原稿依頼などにも積極的に応じ、LD等の発達障害についての理解・啓発の進展に努めました。理解啓発冊子販売収益事業では、全国LD親の会設立30周年記念事業として「子育て応援ブックレット」の作成を企画し、親の会会員から子育て体験記を募集し、シリーズ化の準備を進めました。

家族等の支援事業では、総会後の会員研修会を中止にしたため、改めて2020年11月21日に研修会「新しい生活様式に向けて～発達障害児者のニーズに合った生活様式～」を会場参加者とWeb参加者をオンラインで結んでおこないました。

支援制度の充実に向けた活動では、文部科学省、厚生労働省に2021年度予算要望書を提出しました。また、「発達障害に関するネットワーク推進委員会」「教科書デジタルを利用した音声教材等普及促進プロジェクト評価会議」「発達障害に係る教員や支援者の専門性の在り方等に関する検討会議」に参加しました。ほとんどがWeb会議でしたが、日本障害者協議会、日本発達障害ネットワーク、全国特別支援教育推進連盟などの関係団体との交流を積極的に行い、特別支援教育、発達障害支援の充実に向けての活動を推進することができました。

② 事業に関する活動

事業名	内容	実施日時	実施場所	従事者の人数	受益対象者の範囲及び人数	支出額(千円)
研究活動事業	日本LD学会第29回大会 ・親の会企画シンポジウム 「学びの多様性に応じたインクルーシブ教育～学校と保護者との建設的対話に向けて～」	2020年10月10日	オンライン開催	2人	日本LD学会第29回大会参加者	127

	新型コロナウイルス対策による生活状況 Web アンケート ・第1弾 緊急事態宣言下での状況について ・第2弾 自粛期間後の生活について	2020年7月15日～8月15日 2020年9月26日～10月18日	東京都渋谷区当法人事務所	12人	LD親の会会員・LD等の発達障害児の支援に関心のある不特定多数	
	合理的配慮と基礎的環境整備についての事例収集	2020年4月～2021年3月	東京都渋谷区当法人事務所	12人	LD親の会会員・LD等の発達障害児の支援に関心のある不特定多数	
理解啓発事業	第19回全国LD親の会公開フォーラムの開催 「共生社会における多様なコミュニケーション～発達障害児・者が社会とつながるために～」	2021年2月21日	北九州市立商工貿易会館2階多目的ホール+オンライン	12人	LD親の会会員・LD等の発達障害児の支援に関心のある不特定多数 (119人)	1,546
	NPO 法人全国LD親の会ホームページ運営 ホームページ・リニューアル	2020年4月～2021年3月 2021年3月	東京都渋谷区当法人事務所	12人	LD親の会会員・LD等の発達障害児の支援に関心のある不特定多数	
	機関紙「かけはし」の発行 年2回(90号、91号)	2020年4月・12月	東京都渋谷区当法人事務所	12人	LD親の会会員・関係機関(2,200人)	
	収益事業 ・「教育から就業への移行実態調査報告書Ⅳ(全国LD親の会・会員調査)」販売 ・「LD等の発達障害のある高校生の実態調査報告書Ⅲ(全国LD親の会・会員調査)」発行・販売 ・「子育て応援ブックレット」作成	2020年4月～2021年3月 2020年4月～2021年3月 2020年4月～2021年3月	東京都渋谷区当法人事務所	12人 12人 6人	LD親の会会員・LD等の発達障害児の支援に関心のある不特定多数	
本人および家族等支援事業	全国LD親の会研修会 「新しい生活様式」に向けて～発達障害児者のニーズに合った生活様式～	2020年11月21日	ドーンセンター中会議室1+オンライン	10人	LD親の会会員(53人)	167

	全国 LD 親の会ブロック活動	2020 年 4 月～20 21 年 3 月	全国	12 人	LD 親の会会 員(2,000 人)	
支援・制度 の充実に むけた活 動事業	要望書の提出 2021 年度予算要望書 (文部科学省、厚生労働省)	2020 年 5 月 28 日	東京都 渋谷区 当法人 事務所	12 人	LD 親の会会 員(2,000 人)	343
	発達障害に関するネットワーク推進 委員会	2021 年 2 月 16 日	文部科 学省メー ル共有	1 人	LD 親の会会 員(2,000 人)	
	教科書デジタルを利用した音声教 材等普及促進プロジェクト評価会議	2020 年 4 月 1 日 ～2021 年 3 月 3 1 日	文部科 学省	1 人	LD 親の会会 員(2,000 人)	
	全国特別支援教育推進連盟 ・2021 年度予算要望書提出 (文部科学省、厚生労働省) ・「インクルーシブ教育システム時代 の就学相談・転学相談」への就学相 談・転学相談」部分執筆	2020 年 7 月 2 日	東京都 渋谷区 当法人 事務所	12 人	LD 親の会会 員・LD 等 の発達障 害児の 支援に 関 心のある 不特 定多数	
	日本障害者協議会 ・第 8 回 JD 総会	2020 年 5 月 29 日	オンライ ン開催	1 人	LD 親の会会 員(2,000 人)	
	・JD 設立 40 周年記念事業	2020 年 12 月 12 日	オンライ ン開催	1 人	LD 親の会会 員・LD 等 の発達障 害児の 支援に 関 心のある 不特 定多数	
日本発達障害ネットワーク ・第 10 回代議員総会	2020 年 6 月 21 日	Web 決 議	1 人	LD 親の会会 員(2,000 人)		
発達障害に係る教員や支援者の専 門性の在り方等に関する検討会議		オンライ ン開催	1 人	LD 親の会会 員・LD 等 の発達障 害児の 支援に 関 心のある 不特 定多数		